

【定期予防接種】

◎定期予防接種については、通知時期になりましたら予診票等を郵送します。

通知時期を過ぎてから転入された方や、通知が届いていない場合は、保健センターへご連絡ください。

個別接種（委託医療機関で実施）

予防接種名		接種年齢・接種方法等			通知時期
		接種対象年齢	回数	間隔	
ロタ ※1	ロタリックス (1価)	出生6週0日後 ～24週0日後まで	2回	27日以上の間隔をおいて 2回接種	生後1か月になる月の月末に、各予診票（ロタ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、5種混合、BCG、麻しん風しん1期、水痘）を同封して通知
	ロタテック (5価)	出生6週0日後 ～32週0日後まで	3回	27日以上の間隔をおいて 3回接種	
小児用肺炎球菌※2		2か月～ 5歳未満	〈2か月～7か月未満で接種開始〉 初回：3回 追加：1回	初回：27日以上の間隔をおいて3回接種 追加：初回3回接種後、60日以上おいて生後12か月を過ぎてから1回接種	
			〈7か月～1歳未満に接種開始〉 初回：2回 追加：1回	初回：27日以上の間隔をおいて2回接種 追加：初回2回接種後、60日以上おいて生後12か月を過ぎてから1回接種	
			〈1歳～2歳未満で接種開始〉 2回	60日以上の間隔をおいて2回接種	
			〈2歳～5歳未満で接種開始〉 1回		
B型肝炎※3		12か月未満	初回：2回 追加：1回	初回：27日以上の間隔をおいて2回接種 追加：1回目から139日以上の間隔で1回接種	
5種混合※4 (ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ ヒブ)		2か月～ 7歳6か月未満	初回：3回 追加：1回	初回：20日以上の間隔をおいて3回接種 追加：初回3回接種後、6か月以上の間隔をおいて接種 ※標準的には6か月～1年半の間隔をおいて追加接種	
BCG※5		12か月未満	1回	※標準的な接種年齢5か月～8か月	
水痘		1歳～3歳未満	2回	3か月以上の間隔をおいて2回接種	
麻しん※6 風しん 混合		第1期 1歳～2歳未満	1回		

麻しん ^{※6} 風しん 混合	第2期 年長児に相当する年齢 (5歳以上7歳未満 で小学校入学前)	1回		4月上旬に通知 (年長児に相当する年)
日本脳炎	第1期 6か月～7歳6か月 未満	初回：2回 追加：1回	初回：6日以上の間隔において 2回接種 追加：1期初回2回接種後、お おむね1年後に1回	2歳11か月にな る月の月末に通知
	第2期 9歳～13歳未満	1回		4月下旬に通知 (小学4年生)
	日本脳炎特例措置について ①平成18年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた方：20歳未満までの間に、1期 と2期の不足回数分を定期として接種できます。			
2種混合 (ジフテリア 破傷風)	11歳～ 13歳未満	1回		5月上旬に通知 (小学6年生)
子宮頸がん ^{※7}	小学6年生～ 高校1年生の女子	2～3回	シルガード9(9価)： ①初回を15歳になる前に受 ける場合 初回から少なくとも5か月以 上あけて2回目 ※初回接種から5か月未満に 2回目を接種した場合は、3 回目の接種が必要 ②初回を15歳になってから 受ける場合 初回から2か月後に2回目、 初回から6か月後に3回目	5月までに通知 (中学1年生)

※1 ワクチンは液体で、経口による接種を行う「飲む」ワクチンです。ワクチンは2種類ありますが、効果や安全性には差がありません。特別な事情がない限り、最初に接種したワクチンを2回目以降も接種します。標準的な初回接種期間は、生後2か月～14週6日後までです。

※2 小児用肺炎球菌ワクチンは、令和6年10月1日から「20価ワクチン」が定期接種の対象となりました。なお、これまで使用されていた「15価ワクチン」も使用可能です。

※3 B型肝炎の母子感染予防のために、抗HBS人免疫グロブリンと併用してB型肝炎ワクチンの接種を受けた場合は健康保険が適用されるため、定期接種の対象とはなりません。

※4 令和6年4月1日から4種混合ワクチンに、ヒブワクチンを合わせた5種混合ワクチンが定期接種の対象となりました。

※5 管針法による経皮接種です。

※6 令和7年3月11日厚労省事務連絡において、MRワクチンの偏在等が生じたことにより、ワクチン接種ができなかった以下の者が令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(2年間)定期予防接種の期間が延長されました。

第1期 令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者(対象者：令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれの者)

第2期 令和6年度における第2期の対象者(5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの)

(対象者：平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれの者)

第5期 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な者

(注) 令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

※7 令和8年3月31日でキャッチアップ接種は終了となりました。

令和8年4月1日より2価ワクチン、4価ワクチンが定期接種の使用ワクチンから除外されました。